

第 1 2 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 8 月 2 0 日 (木曜) 午前 9 時 3 0 分 開会			
	休憩 9:35-9:38、9:51-9:54、10:09-10:11、10:40-10:42、 10:43-15:00			
	午後 3 時 3 9 分 閉会			
	休憩時間： 4 時間 2 7 分	会議時間： 1 時間 4 2 分		
会議場所	役場 3 階 本会議場 他			
出席委員 氏 名	委員長 正村紀美子	委 員 中村 和宏		
	副委員長 鈴木 健充	委 員 柴田 正博		
	委 員 黒田 栄継	委 員 西尾 一則		
	委 員 堀切 忠		議 長 早苗 豊	
説明員	総務課長	安田 敦史	水道課長	西川 一浩
	契約管財係長	横山 裕介	水道庶務係長	大石 真澄
	企画財政課長	石田 哲	水道庶務係主事	大西 貴仁
	企画財政課長補佐	西田 昌樹	下水道工務係長	佐々木浩二
	商工観光課長	紺野 裕		
	商工観光課長補佐	小林 徳昭		
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	係長 佐藤 史彦		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件 (1) 調査事項 ア 芽室町排水設備改造資金貸付条例及び芽室町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について 委員長：担当課から説明願います。 水道課長：詳細は担当から説明する。 水道庶務係長：各条例に基づく事業のこれまでの経過は記載のとおり。今後の見通しとして、現行制度の利用は考えにくく、水洗化促進の目的は一定程度達成されたと考えるため、令和 2 年度をもって廃止とする。スケジュールは資料のとおり。 委員長：質疑を行います。 (なし) 委員長：以上で調査事項「ア 芽室町排水設備改造資金貸付条例及び芽室町生活環境				

改善設備資金貸付条例の廃止について」を終わります。

イ 旧みなみ児童館跡地利用について

委員長：担当課から説明願います。

契約管財係長：これまでの経過については再度の説明となるが、5月12日の入札執行を予定し、宅地建物取引業の資格を有する町内4業者へ入札指名通知を行ったが、利益確保が困難等の理由により、5月11日までに全者から入札辞退届の提出があり、入札中止に至った。その後、5月18日の契約審査会において、入札中止の決定及び今後の対応を協議し、指名業者を変えずに、処分価格の根拠を詳細精査し、改めて入札を執行することとした。処分価格積算手法について、当初は過去の町有地売払いの売買実例から固定資産仮評価額を参考に積算したが、処分価格の根拠を詳細精査し、近傍取引実例及びインフラ整備費用等の要素・条件を加味して最終販売価格を仮定しての積算に見直した結果、予定価格は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に非該当となったもの。今後のスケジュールとして、8月25日の入札執行を予定し、落札者決定後の28日に売買契約を締結予定。9月25日までに売買代金を納付いただき、所有権移転登記等の手続きを経て土地を引き渡す。土地の引渡し以降は、土地購入者による宅地造成工事の施工と並行して、町発注による街灯の撤去及び設置工事を施工し、令和3年度の宅地分譲開始を見込んでいる。

委員長：質疑を行います。

鈴木委員：全業者が辞退したが、区画割、単価について町の積算では利益確保が困難なものだったのか。

総務課長：手順として、町有地処分は固定資産評価相当額を基に、売払いの観点のみで実施してきた経緯がある。事業者が購入後に事業として成り立たないということもあり、緑町生活館跡地の分譲ではプロポーザル的に実施している。単純な積算では事業が成立しないことが分かったため、詳細な積算としたもの。

鈴木委員：インフラ整備は事業者が行うことになるのか。

総務課長：その通り。当初の予定価格で土地を購入してインフラ整備まで行くと折り合わない。

黒田委員：以前、詳細に積算した経過があるにもかかわらず、今回路線価としたのはなぜか。

総務課長：大規模な案件においては細かな設計を行っている。今回は約5,400㎡であり、直近では鉄南児童館跡地も同様に単純な積算としている。比較的小規模であったため当初の積算を行った。

黒田委員：今後も同様なケースが想定されるが、どのように進める考えか。

総務課長：公共未利用地の有効活用の指針がある。町の財政にも寄与していく必要があり、規模等町内部で基準をもって進めたい。

西尾委員：全業者辞退後は一般競争入札を考えなかったのか。

総務課長：契約審査会の協議では指名対象を拡大することも視野に入れたが、不動産鑑定士等との意見交換の中でも、客観的に町の積算は本来の意図にそぐわないとの

考え方を踏まえ、同様の4者としたもの。

委員長：以上で調査事項「イ 旧みなみ児童館跡地利用について」を終わります。

ウ 新嵐山スカイパークに関する条例改正等について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：新嵐山スカイパーク活用計画を進めるため、その位置や宿舎施設等を明確にし、現在の利用実態と整合が図られていない施設の一部を廃止するもの。詳細は担当から説明する。

商工観光課長補佐：今回の改正対象は記載する3つの条例。

「めむろ新嵐山スカイパーク設置条例」は、新嵐山スカイパークの位置を整理するものであり、これまでの代表地番のみの記載を改め、新嵐山スカイパーク用地として管理する全ての土地を明記し、範囲を明確にするもの。現行の4筆から中美生5線34番地を削除し、新たに中美生2線40番地ほか9筆を追加し、全13筆によりスカイパークの位置を明確にし、冬期間スキー場として活用している土地も網羅される。現状の地籍図、農業用地図情報システムとの整合を図っている。資料3ページにスカイパーク位置を図面で示したものを添付。

「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」の改正内容は、宿舎等の位置を整理するもの。今回の改正に合わせ、これまで宿舎等に規定していない新嵐山展望台について新たに追加し、宿舎等の管理及び運營業務の適正化を図る。

「新嵐山運動広場の設置及び管理条例」は、新嵐山運動広場に設置しているソフトボール球場及びテニスコートについて、相当な期間にわたり利用実績が無い状況を踏まえ、運動広場としての用途を廃止するため、本条例を廃止するもの。

委員長：質疑を行います。

鈴木委員：設置条例について、代表地番から細かく分けたが、将来的な青写真の図面作製は考えているか。

商工観光課長補佐：スカイパークの位置が分かるようにしたもの。図面を作る想定はないが、地番が入ったものは枚数が多く見づらいため今回の資料としたもの。

黒田委員：運動広場について、最後の利用はいつ頃か。

商工観光課長補佐：少なくとも指定管理制度に移行した段階で管理対象としていないことから、その時期には利用はなかったと考えられる。

黒田委員：展望台への通路が対象外であるが理由があるのか。

商工観光課長補佐：林道、遊歩道は農林課の所管であり、指定管理対象ともなっていないため除外している。利用が必要であり農林課と協議しながら活用していく。

柴田委員：展望台への道路の周辺は民地ではなかったか。

商工観光課長補佐：遊歩道の周辺は保安林であり、芽室町の所有となる。

委員長：以上で調査事項「ウ 新嵐山スカイパークに関する条例改正等について」を終わります。

エ 地方創生推進交付金を活用した官民協働による広域連携事業について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：詳細は担当から説明する。

商工観光課長補佐：事業概要は記載のとおり。広域連携事業に参加する自治体は、三重県いなべ市、秋田県大館市、芽室町の3自治体。いなべ市は、「グリーンクリエイティブいなべの推進」として、国内の都市住民を中心とした交流人口・関係人口の創出と移住促進を目指した事業を展開。大館市は、「秋田犬」をフックにした観光施策により交流人口の拡大を進めながら、インバウンド誘致に取り組んでいる。3市町は、これまで民間主導で実施してきた「野遊び」という展開に何らかの関わりを持ってきたことをきっかけに、今回の広域連携での事業実施となったもの。

事業期間は、2020年から2022年までの3か年。

事業実施にあたっての背景として、芽室町には、現在、観光客ツアーを企画運営する業態がなく、芽室町の魅力を活用し集客するための組織もない。このため、町内における既存の産業団体や組織、行政と連携協力する企業等をネットワーク化するとともに、町民有志や高校生、大学生など若年層も参画した幅広い主体により推進する仕組みづくりが必要であり、ネットワークの核となる事業推進組織を作り、地域内連携を図りながら、地域活性化に継続的に取り組む基盤づくりを目指すもの。地域おこし協力隊の経験者による、いわゆる「地域商社」が担うことも視野に入れた事業内容としている。1年目は基本方針の検討や、目指す方向性の共有を図るためのフォーラム開催などを見込む。2年目は、事業推進母体の組織化に向けた検討や事業の推進に向けた商品開発を見込む。3年目は、事業推進母体の組織化とマーケティングに基づき、ベースとなる商品を確定するとともに、ツアーの開催を見込む。

資料3ページから10ページまでは、説明した事業内容についてまとめたもの。

その他として「第5期芽室町総合計画」及び「第2期芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」での位置づけを示している。

委員長：3ページ以降の参考資料についても説明願う。

企画財政課長補佐：目的は3ページ記載のとおり。「かせぐ」、「組織づくり」が「地域の持続」につながる。課題に基づき目指す姿を設定、具体的なものとして4項目を記載。交付期間中の各年次で行う内容は記載のとおり、4年目以降の継続ができるよう取り組んでいく。

委員長：質疑を行います。

堀切委員：広域事業の相手方との役割などが分かりにくい。

商工観光課長補佐：いなべ市、大館市、芽室町が野遊びというテーマで縁があったもの。それぞれが事業を展開しながら、各自治体の強みを活用していく。

堀切委員：あちらが企画したツアーに行く。こちらのツアーに来てもらうようなイメージか。

商工観光課長補佐：その通り。

黒田委員：着地点としては組織づくりなのか。

商工観光課長補佐：これまで様々な観光に関する事業展開を行ってきたが、次への課題として町内に観光客に対するツアーを企画する業態がない。地域おこし協力隊が進めているサイクルツーリズムのみでの経営等は難しいため、官民協働による地域商社を作って運営できないか検討していく。

黒田委員：芽室版DMOとなるか。

商工観光課長補佐：観光版DMO、担い手になってもらいたい。

黒田委員：嵐山の外側をフィールドにするが、新嵐山スカイパーク活用計画との整合性等はどのように図るのか。町が作った計画に民間組織が従うのか。どちらが主導権を握っていくのか。

商工観光課長補佐：活用計画のターゲットとして町外からの来訪者も設定しており一致している。ツアー受け入れ先として指定管理者と協議中。ツアーの企画は地域商社、受け入れ先は新嵐山という形。フィールドの管理運営は嵐山となる。

鈴木委員：新嵐山の野外をメインフィールドに何を行う考えか。

商工観光課長補佐：現時点では明確にしているものはない。観光客を呼び込むため、地域資源を生かしたものを考えていく。

鈴木委員：芽室版DMO。総計の後期計画に位置付けられると考えられるが、作った事業体はどういう立場となるか。

商工観光課長補佐：総計の展望計画に明記しているが、今回の事業体はその部分を担ってくれることを期待するもの。

委員長：以上で調査事項「エ 地方創生推進交付金を活用した官民協働による広域連携事業について」を終わります。

委員長：現地調査のため休憩します。

(新嵐山スカイパーク現地調査)

委員長：自由討議を行います。

委員長：芽室町排水設備改造資金貸付条例及び芽室町生活環境改善設備資金貸付条例の廃止について

(なし)

委員長：旧みなみ児童館跡地利用について

(なし)

委員長：新嵐山スカイパークに関する条例改正等について

(なし)

委員長：地方創生推進交付金を活用した官民協働による広域連携事業について

柴田委員：どういうところへ到達するかは資料等からは分かりにくい。今後も情報提供はあると思うが、調査継続は必要。

黒田委員：DMOとは何かなど町民にも理解できるよう進めるべき。

鈴木委員：具体策が見えておらず、調査継続すべき。

中村委員：3年間の事業期間であり、初年度はフォーラム等の実施となっている。進め方等調査していくべき。

委員長：本日の調査では全体像や言葉の意味が見えてこなかった。町が目指すものについて再度調査を行っていくことでよいか。

(異議なし)

委員長：今年度の事業も始まるため、早期に実施していきたい。

委員長：以上で自由討議を終わります。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副委員長一任とします。

(2) その他

委員長：新嵐山スカイパーク活用計画についての整理を行い、提言に向けて協議したい。

(異議なし)

委員長：その他資料1については政策討論会を踏まえて整理したもの。委員会の取り扱いについて意見をいただきたい。

黒田委員：新型コロナの影響は周知の事実であり、考え方、スピード感の変更も必要となる。今回の現地調査においても、こういう状況だからできている部分もあった。今後の状況も分析しながら、遅らせるもの急ぐものの優先順位を決めた投資を考える必要がある。

堀切委員：コロナの関連ではインバウンドの部分より町民の活用という部分が重要である。

中村委員：コロナ禍において、大きなフィールドの活用は有効。利用者の声を反映しながら進めていると思うが、更にそれを進めてもらいたい。

委員長：現場の声も聞くことができたが、利用者の声という部分も入れていきたい。子どもという観点について。

鈴木委員：利用者は家族連れが多いと聞いている。子どもの部分の整備は早期に必要と考える。

委員長：計画に盛り込まれている以上のアイデアなども現地視察の中で聞くことができたが、提言等に盛り込む必要があるか。

黒田委員：向いている方向は同じ。優先順位を考えながらの中に含まれる。具体的な言及は不要。

委員長：活用計画について委員会の取りまとめを提言書の形で提出する。町民のための再整備という部分以外に必要な点があるか。

鈴木委員：町民のための再整備が一番重要。町民の満足度を上げることが第一の点となるべき。宿泊施設は食事とおもてなしがウェートを占める。嵐山にしかないような食、年間を通して地元産を提供することが基本であるべき。

委員長：他の観点では。

鈴木委員：町民が誇ることのできるという部分の実現のため、改修等を進めることが必要。被災したキャンプ場、テニスコートの整理など早期に解決すべき。

委員長：使用できない施設を計画的にという内容は委員会の調査の中で発言があった部分。計画の中では盛り込んでいないため取り上げてこなかったがどう考えるか。

中村委員：計画のビジョンに地域価値を体感できるとある。景観を考えた時に、放置するのはいかがなものか。盛り込んでよいのではないか。

黒田委員：優先順位は高くないということであるが、計画に入れておくべきと考える。

委員長：ほかにもあるか。

黒田委員：予算の関係について、現在積算中などの説明もあった。町民への情報提供によりみんなでやっていくという観点が必要。

委員長：政策討論会でいただいた意見を取り込んでいくことでよいか。
(異議なし)

委員長：正副委員長で提言書の案を作成し、お示ししてよろしいか。
(異議なし)

委員長：決定とする。

委員、事務局ともになし。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	1名	報道関係者	2名	議員	1名	合計	4名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年8月20日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子